

議案第42号

ショベルローダーの取得について

資源ごみ中継地及びプラスチック資源中継施設における資源ごみ及びプラスチック資源の整理業務等の効率的な運用を行うため、次のショベルローダーを買い入れる。

- 1 物 件 ショベルローダー (SD25-3) 14台
- 2 契約の相手方 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
ロジスネクストジャパン株式会社
- 3 契 約 金 額 150,920,000円
- 4 納 入 期 限 令和10年3月24日
令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

ショベルローダーを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

(議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。